

岩手県告示第130号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和元年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 埋立ての免許をした年月日 令和元年6月28日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所及び名称
 - (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
 - (2) 名称 岩手県
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 宮古市重茂第7地割近隣の無地番地先水面
 - (2) 区域 重茂漁港の既設-3.0m岸壁端部にある基準点（国土調査基準点E17交35）を基点とし、基点から89度52分45秒 3.143メートルの点を1点とし、1点から15度04分41秒 9.294メートルの点を2点とし、2点から284度42分08秒 6.700メートルの点を3点とし、3点から15度04分45秒 70.130メートルの点を4点とし、4点から105度04分56秒 12.200メートルの点を5点とし、5点から195度04分41秒 79.380メートルの点を6点とし、1点から6点まで及び1点の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
 - (3) 面積 913.61平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置 3(1)と同じ。
 - (2) 区域 別紙図面のとおり。
 - (3) 面積 3,871.85平方メートル
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地
- 6 埋立てに関する工事の施行に要する期間
 - (1) 着手期間 免許の日から起算して90日以内
 - (2) しゅん功期間 着手の日から令和5年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。